

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

◆ 令和6年度保育関係予算緊急要望活動を実施(保育三団体協議会)…………… 1

◆ 令和6年度保育関係予算緊急要望活動を実施(保育三団体協議会)

令和5年6月12日、本会奥村尚三会長は、保育三団体協議会において令和6年度予算要望活動を行い、全国私立保育連盟川下勝利会長、日本保育協会大谷泰夫理事長（日本保育協会においては、午後は川鍋慎一常務理事が対応）とともに、こども家庭庁および自由民主党全国保育関係議員連盟会長等を訪問しました。

今回の要望では、「こども未来戦略会議」において、「こども未来戦略方針」案がとりまとめられ、そのなかで配置基準の改善や更なる処遇改善、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設などが明記されたことを踏まえ、「公定価格の充実」「安全・安心な保育の継続」「人口減少地域における振興対策等の実施」「保育人材の確保」などを要望しています。

また、「こども家庭庁」において、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、処遇改善が図られるために、保育現場の声を直接聞いていただきたいこと、加えて、「こども誰でも通園制度（仮称）」等の制度化が予定される事項への現場の不安を伝え、今後改めて要望したいこと等を伝えています。

こども家庭庁のほか、有村治子参議院議員、衛藤晟一参議院議員、古賀篤衆議院議



こども家庭庁 渡辺由美子 長官と保育現場の現状と課題を共有し、意見交換を実施

員、自見はなこ参議院議員、片山さつき参議院議員（当日の訪問順）には、保育三団体の長が直接説明のうえ、要望書を手交するとともに、要望内容をはじめ、保育をとりまく現状について意見交換を行いました。

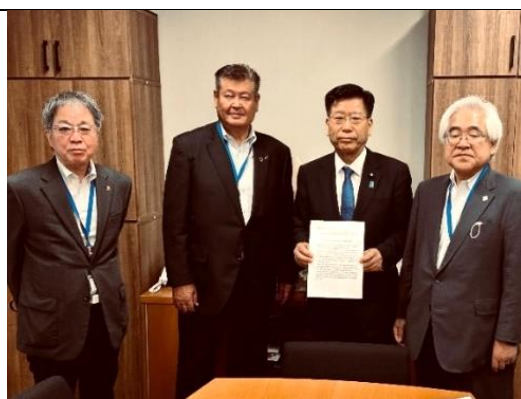
こども家庭庁では、「こども誰でも通園制度（仮称）」について、「この間、理念先行、期待先行で進んでいるが、受け入れ体制を心配しており、制度をどのように全国的に進めていくのかしっかり検討していきたい」とのことに加え、配置基準の改善について「現場が大変なことは理解しており、やれることから対応してまいりたい」との発言がありました。

また、同日には、衆議院第一議員会館、衆議院第二議員会館、参議院議員会館の自由民主党全国保育関係議員連盟所属議員を訪問し、要望活動を実施しました（約 300 名の保育関係議連各議員に対する要望活動は保育三団体協議会が分担して実施）。

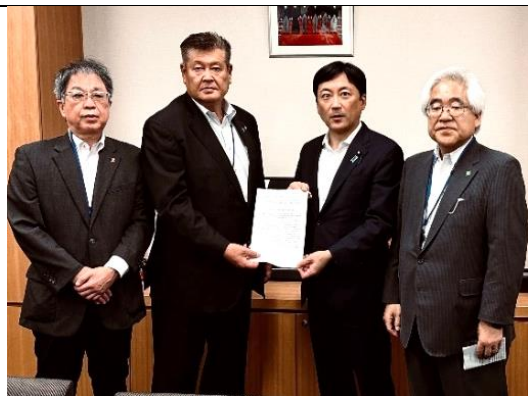
要望書については、別添 PDF 資料をご参照ください。



有村 治子 議員に要望書を手交



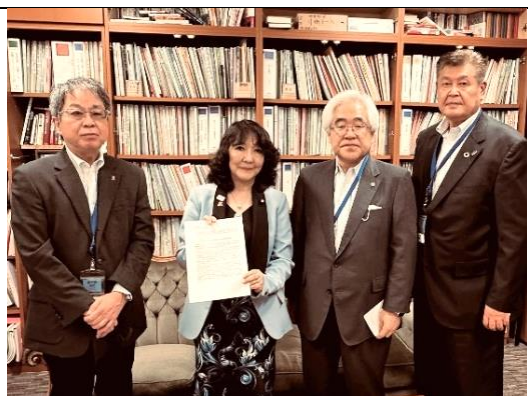
衛藤 晟一 議員に要望書を手交



古賀 篤 議員に要望書を手交



自見 はなこ 議員に要望書を手交



片山 さつき 議員に要望書を手交

（写真は当日の訪問順）

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 奥村 尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟 会長 川下 勝利

令和 6 年度保育関係予算緊急要望

我が国の少子化と人口減少の状況は、想定を超えた厳しい局面にあり、「こども未来戦略方針」(案)の中で、少子化は「我が国が直面する最大の危機」として経済・社会システムを維持するため緊急かつ最重要課題と位置付けられました。

その中で、すべてのこども・子育て世帯について切れ目なく必要な支援が包括的に提供されるよう現行制度全体を見直し、「総合的な制度体系」の構築と地域全体でこども・子育て世帯を支える取組の推進が検討されることとされています。

保育施設は、子どもひとりひとりの育ちと子育て家庭の就労と生活を支える子育て支援の重要な基盤であるとともに、地方創生に不可欠な社会資源です。

しかし、社会の変化や想定を超えた少子化の加速にともない、定員割れとなる保育施設の増加や保育者の人材不足等によって地域によっては運営が限界に来ている保育施設があります。

政府の 2026 年までの「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～において、園児の権利と保護者の安心が保証されるとともに保育士等の処遇改善を始め保育の環境が整えられるよう、「次元の異なる少子化対策の実現」に向けた政策の中で、安定した財源の確保とともに実効性のある施策が求められます。

本年4月に施行された「こども基本法」のもとで、「こども家庭庁」の施策展開において、保育三団体は結束を強固にしてこれに協力するとともに、全ての子どもの権利擁護が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長できる社会の実現のために、令和 6 年度保育関係予算について緊急要望を申し上げます。

1. 公定価格の充実に向けて

○ 「こども・子育て政策の強化について(試案)」では、1歳児および4・5歳児の職員配置基準の改善が明記されましたが、その内容は、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項です。新制度制定時に確認された消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の必要な財源を早期にかつ恒久的に確保することとともに、当時とは子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変わっていることから、新制度制定時に確認された事項は運用も含めて、改善に向けた見直しを要望します。

これとは別に、「次元の異なる少子化対策」に向けて、安定的な財源の確保が望まれます。

○ これまでの処遇改善加算措置によって職員の給与は年々増加してはいますが、それでもなお保育士と全産業の労働者の平均賃金の間には依然約5万円の差があります。令和元年実施の経営実態調査においても明らかなように、職員の平均勤続年数が年々伸びている実態がある中で、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、職員の勤続年数や保育現場の必要な費目が適正に評価されているかどうか、今一度精査していただき、新たな時代に相応しいものとなるよう要望します。現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育人材が確保され定着するために、公定価格の基本単価の引き上げも含め更なる処遇改善を要望します。

2. 安全・安心な保育の継続に向けて

○ 昨年来明らかになった虐待や不適切事案等については深く心を痛み憂慮を抱いています。二度とこのような事例が起きないよう保育三団体ではそれぞれに現場での意識をあらためて高め、課題の共有等を図るため研修の開催、社会に向けたメッセージの発信等対応を行ってきたところです。現場においても、園児に対する日々の職員の態度や、言葉かけなどの関わり方について、職員の意識の共有と振り返りを今後とも怠りなく続けていく所存です。今後現場をはじめ総合的な防止対策を講じていくためにも、積み残された0.3兆円超の質の改善としての職員配置基準の改善(1歳児5:1、4・5歳児25:1)にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の職員配置基準を目指すことを望みます。

○ 安全・安心な保育のためのICT機器の整備ならびに機器活用のための環境の整備、システム更新に係る費用に向けた財政支援などの強化がなされることを要望します。

○ 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生していることに鑑み、災害時の復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給等を求めるとともに、外構等の対象拡大及び非常時における防災・衛生用品等の備蓄の推進がなされることを要望します。

3. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策が実現することを要望します。
- 人口減少地域では、保育人材の確保も含め、地域の保育ニーズに即した保育の提供が喫緊の課題です。各地域において、地方版「子ども・子育て会議」を活性化し機能を向上させ地域の保育のあるべき姿を明確にするよう働きかけて頂くことを要望します。
- 2021年12月の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」で示された利用定員区分の細分化や主任保育士専任加算等の要件緩和、保育士・保育教諭等の確保に向けた予算措置、自治体と施設の密接な連携など事業継続に向けた取り組みが直ちに実現されることを要望します。さらには人口減少地域において勤務することへの評価の在り方について、適切に反映できるものとなるよう必要な改善を要望します。
- 新型コロナウイルス感染拡大もあり人口減少が7年程度前倒しとなった今、公定価格算定において、子どもの数を基礎とするだけでなく、施設の維持管理費や支援内容を評価した経費の性格別に設定するなど公定価格設定についての検討を要望します。
- 子ども数が減少の一途を辿っている今、公定価格の臨時的、経過的な対応と、今なお続く地方のローカルルールによって必要な定員変更ができない現状を改善する仕組みの創設を要望します。

4. 急激な物価高騰等への対応

- 昨今の国際情勢などに起因する燃料価格や食材料費等の急激な高騰は、保育施設の運営に大きな影響を与えています。今後さらなる物価上昇も予想されるなか、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、さらなる対応措置を講じていただくよう要望します。
- 新子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き耐震・老朽化等施設改築を含む施設整備等を行う「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助単価についても、資材費や労務費等の急激な高騰を踏まえた改善をお図りいただくことを要望します。

5. 保育人材の確保・定着に向けて

- 令和6年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、人材確保難の現状に鑑み今後も堅持・継続して頂くことを要望します。
- 改正児童福祉法により令和6年4月から設置される「地域の子ども・子育て家庭にとって身近な相談機関(かかりつけ相談機関)」は保育所等にその役割が期待されています。保育所等が積極的に取り組んでいけるよう必要な予算の確保とともに、保育所等が相談を受けたあと、家庭の課題に応じて他機関等と円滑に連携できるような体制の検討を要望します。

6. 子育て家庭の負担軽減に向けて

- 令和元年10月から、3歳以上児の家庭及び3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭が負担する保育料の無償化が実施されました。引き続き子育て家庭の負担等の一層の軽減と、さらなる地域子育て支援の充実を要望します。
- 満3歳児の支給認定の扱いについて、認定こども園の一号認定の無償化が満3歳となる誕生日の翌月からになり、保育所は満3歳となった翌年度からとなる違いが生じる制度運用上の整合性について、早期に対応してください。

7. 制度面等についての要望

- 「こども未来戦略方針」(案)では、今後「こども大綱」とあいまって少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられましたが、この具体化は年末に策定される「戦略」に示されることとされています。
この過程において、「こども家庭庁」においては、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、処遇改善が図られるものと承知しています。
そのためには、保育現場の声を直接お聞きいただきたく、保育三団体として政府、および関係会議と十分な協議の場を設けて頂くよう要望します。
- また、保育所等における不適切事案についての法制化や、「こども・子育て政策の強化について(試案)」の中で特に新たな通園給付「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設(制度化)については、待機児童が解消していない都市部を中心に、必要な保育士等の人材確保がままならない中で当該制度の提案がなされたことについて、誤解や不安が生じています。この制度の将来的なねらいを適切に説明し、利用者側である子育て家庭だけでなく、受け入れ側の保育現場の体制を含めた制度設計に保育現場の声をあらためてお届けしたいと考えております。加えて、「1歳児、4・5歳児の配置基準の改善」や令和6年度施行の改正児童福祉法における「身近な相談機関」等、制度化が予定されている事項等について、保育三団体において「戦略」の策定経過も踏まえ、保育現場の視点から協議を進めるところであり、あらためて要望を申し上げます。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆ 「こども未来戦略方針」が閣議決定される 1
 - ◆ 事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出される 3
 - ◆ 通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出される 5
-

◆ 「こども未来戦略方針」が閣議決定される

令和 5 年 6 月 13 日、「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。

これは、本ニュース No.23-12 でお伝えした「第 5 回こども未来戦略会議」で示された「こども未来戦略方針」案に加筆修正が行われ、閣議決定されたものです。この「こども未来戦略方針」も踏まえた内容が、今月策定される「骨太の方針」に反映される予定です。

「こども未来戦略方針」では、今後の「こども・子育て政策の強化」に向けた「3つの基本理念」が掲げられ、今後 3 年間の集中的な取組として行われる「加速化プラン」において実施される具体的な施策および財源の考え方が示されています。

特に保育に関連する具体的な施策として、下記が示されています。

（全保協事務局抜粋）

Ⅲ.「加速化プラン」～今後 3 年間の集中的な取組～

Ⅲ-1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（2）幼児教育・保育の質の向上～75 年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の

現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。

- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021 年 12 月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された 1 歳児及び 4・5 歳児の職員配置基準について 1 歳児は 6 対 1 から 5 対 1 へ、4・5 歳児は 30 対 1 から 25 対 1 へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2 歳児の約 6 割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024 年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。

上記のとおり、「こども未来戦略方針」案でも示されていた職員配置基準の改善や更なる処遇改善が明記されるとともに、「こども誰でも通園制度（仮称）」についても記載されています。

「こども未来戦略方針」は下記ホームページをご参照ください。

■ 内閣官房トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > こども未来戦略会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/index.html

なお、職員配置基準の改善については、「こども未来戦略方針」案が示された後の、小倉大臣記者会見（6 月 2 日）において言及がありました。発言要旨について下記をご確認ください。

（問）

昨日公表された、こども未来戦略会議の素案についてお伺いいたします。大臣の受け止めと、保育士の配置基準の改善については時期が明確ではありませんが、いつ頃かを考えていらっしゃるのでしょうか。

（答）

（略）保育士等の配置基準の改善の時期についてお尋ねがございました。今般のこども

未来戦略方針案におきましては、「昨今、子育て世代が不安を抱えており、安心して子どもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。このため費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、1歳児及び4・5歳児の配置基準については、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善する」とされたところであります。

この配置基準の改善は、これまで御説明を申し上げたとおり、加算措置により実施することになると考えておりますが、今般の素案を踏まえながら令和6年度予算にこれを盛り込むべく、その具体的な内容については令和6年度の予算編成過程において詰めていきたいと考えております。

(問)

令和6年度の保育士等の配置基準の関係ですが、令和6年度の予算に盛り込むということは、始める時期はどのようなのでしょうか。

(答)

正に令和6年度の予算に盛り込むということですので、来年度予算ということになりますが、繰り返し申し上げますように、配置改善をするに当たっては、十分な数の保育士の確保等々、様々な事情もございます。そういった事情をしっかりと勘案し、それについての議論を深めた上で令和6年度の予算案に盛り込むべく議論を更に進めていくということですので、私の考えとしては、令和6年度から何らかの配置改善に向けた内容を盛り込んでいきたいということですのであります。

会見の詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

■ こども家庭庁トップページ > 大臣等会見 > 小倉大臣記者会見（令和5年6月2日）

<https://www.cfa.go.jp/speech/DEIB7tf3/>

◆ 事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出される

令和5年6月7日、事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出されました。

これは、令和３年１月７日に示された、保育所等が臨時休園等した場合の新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置が令和４年度末に廃止されたこと等にもなっていて、令和３年１月７日事務連絡の廃止を連絡するものです。

なお、令和３年１月７日事務連絡で示されていた施設等利用給付費の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に変更されたことをもって終了となりますが、利用者や特定子ども・子育て支援施設等への周知を行う必要があることから、令和５年６月３０日まで従前の取り扱いとすることが可能とされています。

また、同日、事務連絡「公定価格に関する FAQ（よくある質問）の更新（Ver.22）について」も発出されています。

【追加された FAQ】

No.	事項	問	答
210	施設関係者 評価加算	公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	施設評価のみを実施するのではなく、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者による評価を実施する施設については、加算額が増額されますが、公開保育をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に増額の要件を満たしたことになります。
211	小学校接続加算／主幹教諭等専任加算／主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。	「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたことになります。
212	公定価格	災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどうなるのでしょうか。	災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。

詳細は、別添 PDF をご確認ください。

◆ 通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出される

令和 5 年 6 月 7 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出されました。本通知では下記の措置が図られています。

- ・ 「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村への権限委譲や加算Ⅱの配分方法の更なる緩和
- ・ 「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続を簡素化
- ・ 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能なことを明確化
- ・ 「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことを明確化

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

- こども家庭庁トップページ > 政策 > 子ども・子育て支援制度（「公定価格に関する情報」に掲載）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 7 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについては、令和3年1月7日付事務連絡及び令和3年6月28日付事務連絡（FAQ）でお示ししているところですが、保育所等が臨時休園等した場合の新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置が令和4年度末に廃止されたこと等に伴い、両事務連絡を廃止することとしました。

また、令和3年1月7日事務連絡でお示ししていた施設等利用給付費の取り扱いについては、原則として新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更（令和5年5月8日）をもって終了することといたしますが、管内の利用者や特定子ども・子育て支援施設等への周知を行う必要があることを踏まえ、令和5年6月30日まで従前の取り扱いとすることが可能です。

なお、令和3年6月28日付事務連絡（FAQ）に載せていた問のうち、引き続き必要と考えられるものについては、公定価格に関するFAQの中で改めてお示しすることとしました。

本内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）への周知をお願いします。

【問い合わせ先】

（公定価格、利用者負担額、施設等利用費に関すること）
こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室
TEL：03-6858-0126

（教育・保育給付認定等に関すること）
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

（一時預かり事業（幼稚園型）に関すること）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03-6734-2374（内線2374）

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 7 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援制度担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

公定価格に関するFAQ（よくある質問）の更新（Ver. 22）について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）の通知等に伴い、公定価格に関するFAQ（よくある質問）について、別添のとおり、Ver. 22に更新しましたので、送付いたします。

本内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）への周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室
TEL：03-6858-0126